



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
歯科技工業はサービス業 高裁で国側逆転勝訴

—— 事業区分に日本標準産業分類を適用することの可否 ——

消費税の簡易課税制度における事業区分については、通達により、日本標準産業分類を基礎として判定することとされています。今回は、歯科技工業の事業区分につき、サービス業か製造業かで争われた事例をご紹介します。名古屋高裁田中由子裁判長は、日本標準産業分類を適用することの合理性について判断し、地裁判決（製造業）を取り消して、課税庁の主張（サービス業）を認める判決を言い渡しました（平成18年2月9日名古屋高裁・原判決取消し・Z888-1049）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

歯科技工所を営むA社は、本件事業が消費税法施行令57条5項3号の製造業（みなし仕入率70%）に該当するとして消費税の確定申告をしたところ、課税庁は、本件事業は同項4号のサービス業（みなし仕入率50%）に該当するとして更正処分をしました。

原審（平成17年6月29日名古屋地裁・Z888-1011）は、①製造業及びサービス業の語義を厳格に解釈すべき消費税法の適用を念頭に置く局面においては、日本標準産業分類が、歯科技工所をサービス業としての性格を有する医療業と分類することは合理性を有するとはいえない、②歯科技工業は、有形物を給付の内容とすることが明らかであるから「製造業」に当たるとして、課税処分を取り消しています。

<名古屋高裁の判断>

- ① 租税法規の解釈については、当該法令が用いる用語の意味、内容が明確かつ一義的に解釈できるかをまず検討することが必要であるが、それができない場合には、立法の趣旨目的及び経緯、税負担の公平性、相当性等を総合考慮して検討した上、用語の意味、内容を合理的に解釈すべきである。
- ② 歯科技工業は、日本標準産業分類の事業区分によれば、平成14年3月の改正前は大分類「Lサービス業」、改正後は「N医療、福祉」に分類されており、消費税法基本通達に従えば「サービス業」に該当することになるところ、TKC経営指標（平成13年版）の資料によれば、1企業当たり平均の課税仕入れ及び構成比は、製造業が70.7%、歯科技工所が42%であることが認められ、消費税法施行令57条の定めでは、みなし仕入率は、「製造業」が第三種事業として100分の70、「サービス業」が第五種事業として100分の50とほぼ符号するものである。したがって、歯科技工所を営む事業者が、簡易課税制度の適用を利用する場合の税負担の公平性、相当性等の面からみて、「サービス業」に分類することに不合理性は認められない。
- ③ 日本標準産業分類は、本来、統計上の分類の必要から定められたものではあるが、日本における標準産業を体系的に分類しており、他にこれに代わり得る普遍的で合理的な産業分類基準は見当たらないことなどから簡易課税制度における事業の範囲の判定に当たり、同分類によることの合理性は否定できないこと、本件事業が歯科医師の指示書に従って、歯科補てつ物を作成し、歯科医師に納品することを業務内容としており、歯科医療行為の一端を担う事業である性質を有すること、また、1企業当たり平均の課税仕入れの最大見込額及び構成比に照らしても、みなし仕入率を100分の50とすることには合理性があること及び税負担の公平性、相当性等をも考慮すると、本件事業は、「第五種事業」中の「サービス業」に該当するものと判断するのが相当である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判例について詳細（全文・A4版8枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第152号（平成18年3月10日号）／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628